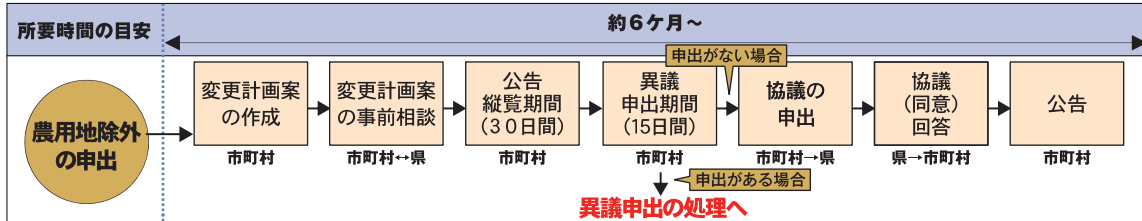


企業立地に係る各種手続きのスケジュール DEREGULATION

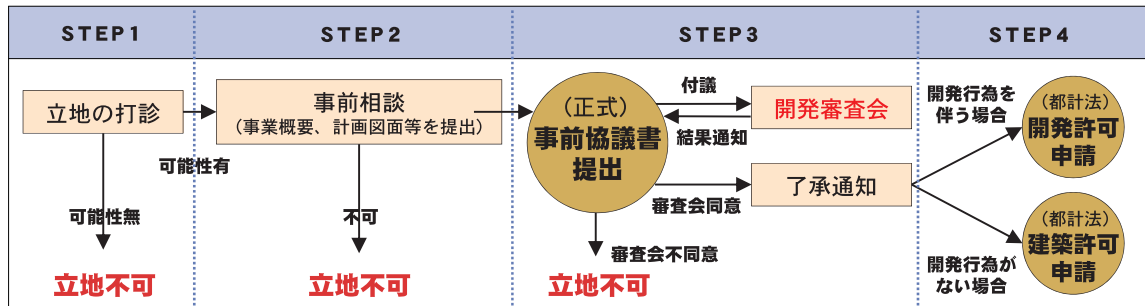
農地法、都市計画法、建築基準法等の手続きに係る期間の例を示しています。
※要する期間は事案の内容によって異なります。

1 農振法に基づく農用地区域の除外 ※原則、下記**2～5**の申請、協議の前に除外手続きが必要です。
農用地区域内での立地はできません。ただし、農振法の要件を満たす場合に限り、農用地区域からの除外ができます。



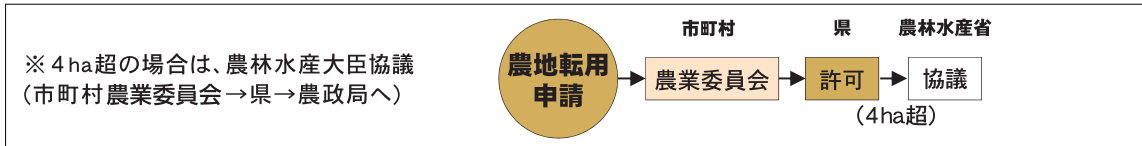
2 開発行為事前協議 (市街化調整区域の場合)

市街化調整区域では、都市計画法の規定により、開発審査会提案基準等の要件を満たす等の場合に限り、立地が認められます。



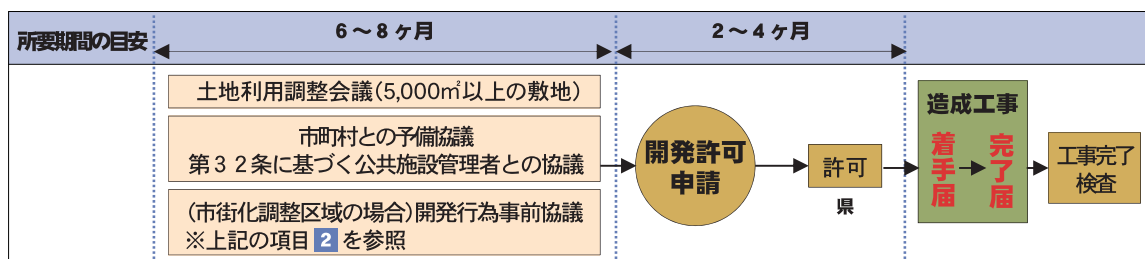
3 農地法に基づく農地転用許可

市街化調整区域内の農地に立地する場合は、農地転用許可が必要です。
※市街化区域内にある農地の場合、市町村農業委員会へ事前に届出をすれば、農地転用許可の手続きは必要ありません。



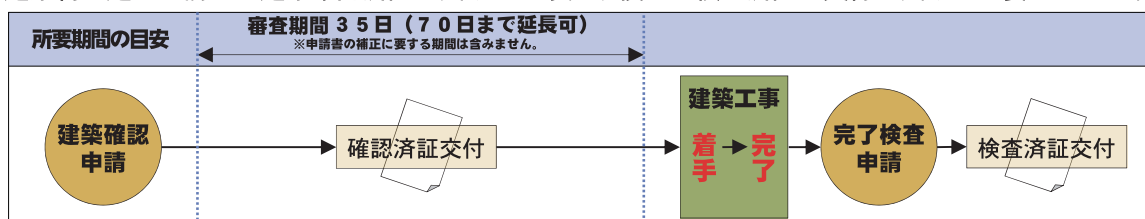
4 都市計画法29条の開発許可

市街化調整区域の敷地、市街化区域の500㎡以上の敷地、都市計画区域外の10,000㎡以上の敷地で開発行為を行う場合は開発許可を受ける必要があります。
※市街化調整区域の敷地で開発行為を行わない場合は都市計画法42条(開発完了地)又は43条の建築許可が必要です。



5 建築基準法の建築確認申請

建築物を建てる前には建築確認済証を受け、工事完了後には検査済証の交付を受ける必要があります。



市街化調整区域での規制緩和 工場の立地可能な範囲の拡大

DEREGULATION

奈良県では、産業の活性化・地域の活性化を図るために市街化調整区域の規制緩和を行っており（さらに県南部・東部地域において「ふるさとの保全と活用の方針」に位置づけされた地域では、一部規制緩和を拡大しています）、**一定の要件**（道路の幅員、周辺環境の保全、立地の合理性等）を満たし、**開発審査会**の議を経て了承されれば、以下の場合に工場の立地が可能となっています（奈良市域を除きます。）。

各審査基準（一定の要件）は、奈良県建築安全課のHPの「開発許可制度に関する審査基準（立地基準編）」からダウンロードできます。なお、農用地域等、他法令の規定についてもご注意ください。

※県南部・東部地域とは、五條市、御所市、宇陀市、高取町、明日香村、吉野町、大淀町及び下市町をいう

● 審査基準(立地基準)について

→詳細はこちら (<https://www.pref.nara.lg.jp/n155/3981.html>)

● 「ふるさとの保全と活用の方針」について

→詳細はこちら (<https://www.pref.nara.lg.jp/n152/70291.html>)



まずは、ご相談ください。 奈良県 産業部 産業創造課  0742-27-8813

1 インターチェンジ周辺等への立地 (研究施設も立地の可能性あり)

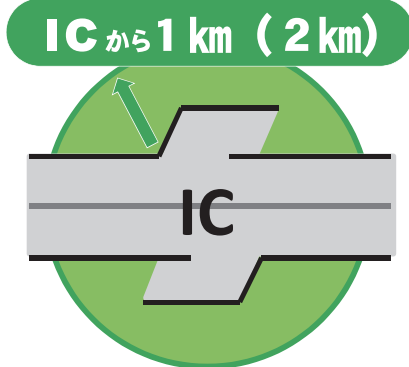
都市計画法第34条第14号開発審査会提案基準14

以下のインターチェンジ周辺等で、**一定の要件**を満たすものについては立地の可能性あり

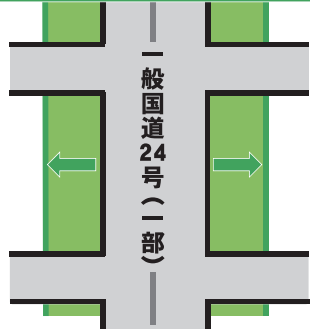
インターチェンジ周辺等

- ・京奈和自動車道(大和区間、御所区間及び五條道路)の各IC(事業中のものを含む)から概ね**1 km**以内の区域
- ・西名阪自動車道、名阪国道、南阪奈自動車道のICから概ね**1 km**以内の区域。但し、西名阪自動車道の郡山ICからは概ね**2 km**以内の区域
- ・一般国道165号大和高田バイパスと一般国道24号京奈和自動車道との交点から概ね**2 km**以内の区域
- ・一般国道165号大和高田バイパスと一般国道24号との交点から概ね**1 km**以内の区域

(※道路名はH16.5.17現在のもの)



沿道から500m



または京奈和自動車道の
一般部(一部)

沿道

- ・一般国道24号(大和郡山市横田町以北)の沿道から概ね**500m**以内の区域 (奈良市域を除く)
- ・京奈和自動車道の一般部(郡山南ICから御所南IC間)の沿道から概ね**500m**以内の区域

※ 研究施設の敷地面積は原則5,000㎡以下
但し、一定の要件を満たし、やむを得ないと認められる場合は緩和あり

※ 工場の敷地面積は制限なし(5,000㎡を超える場合は、緑地を15%以上確保)

※ 特定流通業務施設(流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に基づくもの)に限る。
も立地可能

2 工業系ゾーンに位置づけられた区域への立地（研究施設も立地の可能性あり）

都市計画法第34条第14号開発審査会提案基準25

工業系ゾーンに位置づけられた区域で、**一定の要件**を満たすものについては立地の可能性あり

- ・ 工場系ゾーンとして市町村の総合計画又は都市計画マスタープラン等に位置づけられた区域並びに県南部・東部地域において、「ふるさとの保全と活用の方針」に位置づけられた区域
- ・ 工業系ゾーンとして県産業雇用担当部局が設置した区域（令和8年3月時点で、大和郡山市、葛城市の2市で区域を設定しています。）

- ※ 敷地面積は原則5,000㎡以下
但し、一定の要件を満たし、やむを得ないと認められる場合は緩和あり
- ※ 県南部・東部地域とは、五條市、御所市、宇陀市、高取町、明日香村、吉野町、大淀町及び下市町をいう

工業系ゾーン



3 工業地域・工業専用地域の周囲100m以内への立地（研究施設も立地の可能性あり）

都市計画法第34条第14号開発審査会提案基準31

工業地域・工業専用地域の周囲100m以内の市街化調整区域(敷地の過半が100m以内にあることが必要)で、**一定の要件**を満たすものについては立地の可能性あり

- ※ 研究施設の敷地面積は原則5,000㎡以下
但し、一定の要件を満たし、やむを得ないと認められる場合は緩和あり
- ※ 工場の敷地面積は制限なし(5,000㎡を超える場合は、緑地を15%以上確保)
- ※ 令和4年5月6日以降に都市計画決定されたものを除く

工業地域・工業専用地域



4 県が指定する地域振興産業の業種で対象となる市町村への立地

都市計画法第34条第14号開発審査会提案基準26

地域産業の振興に寄与すると認められる地域振興産業の工場で、**一定の要件**を満たすものについては、立地の可能性あり

(1) 県産業雇用担当部局において定める地域振興産業の業種の工場

(下記一覧表に掲げる業種の工場を対象市町村に立地しようとする場合、敷地が①又は②の地域内であることが必要)

地域振興産業の工場

同一大字



地域振興産業の工場

隣接大字



- ① 同業種の工場が市街化調整区域内に複数立地する大字と同一大字
 ② 同業種の工場が市街化調整区域内に複数立地する大字の隣接大字

※同業種の工場とは、下記一覧表の「業種の内容」欄の同一枠内に入る業種の工場をいう

※敷地面積は5,000㎡以下

※県南部・東部地域において、「ふるさとの保全と活用の方針」に位置づけられ、地域振興に資する工場である場合は、「同業種の工場が市街化調整区域において複数立地している市町村内」であることとする

県が指定する地域振興産業の対象業種及び対象市町村一覧

伝統型産業		対象市町村
対象業種	業種の内容	
製材	製材業、木製品製造業のうち一般製材業	天理市、橿原市、桜井市、五條市、宇陀市、吉野町、大淀町
集成材	造作材・合板・建築用組立材料製造業のうち集成材製造業	桜井市、五條市、吉野町、大淀町、下市町
靴下	その他の衣服・繊維製身の回り品製造業のうち靴下製造業	大和高田市、御所市、香芝市、葛城市、広陵町
靴下仕上	染色整理業のうち靴下仕上業	大和高田市、香芝市、広陵町
織物	織物業	広陵町
ニット	ニット生地製造業	大和高田市、橿原市
	ニット製外衣・シャツ製造業	大和高田市、大和郡山市、橿原市、御所市、葛城市、広陵町
縫製	下着類製造業及びその他の衣服・繊維製身の回り品製造業のうちニット製下着製造業、ニット製寝着類製造業、補整着製造業、手袋製造業	橿原市、田原本町
	織物製(不織布製及びレース製を含む)外衣・シャツ製造業(和式を除く)	大和郡山市、橿原市、田原本町
紳士靴	下着類製造業のうち織物製下着製造業、織物製寝着類製造業	橿原市、田原本町
製菓	革製履物製造業のうち紳士靴及び婦人靴製造業	大和郡山市
プラスチック	医薬品製造業	橿原市、御所市、高取町
	プラスチックフィルム・シート・床材合成皮革製造業	橿原市
皮釦・服飾品	工業用プラスチック製品製造業及びその他のプラスチック製品製造業	大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、五條市、御所市、香芝市、葛城市、三宅町、田原本町、広陵町
	装身具・装飾品・ボタン・同関連品製造業のうちボタン製造業及び服飾品製造業	大和高田市、橿原市、桜井市、生駒市、川西町
素麺	その他の食品製造業のうちそうめん製造業	桜井市
金剛砂・研磨布紙	研磨材・同製品製造業	香芝市
箸	その他の木製品製造業のうち箸製造業	吉野町、下市町
セーム皮・毛皮	その他の衣服・繊維製身の回り品製造業、なめし革製造業、革製手袋製造業、かばん製造業、袋物製造業、毛皮製造業及びその他のなめし革製品製造業のうちなめし革製造業、毛皮製造業、毛皮革製品、同材料及び付属品製造業	宇陀市
スポーツシューズ	ゴム製・プラスチック製履物・同付属品製造業及び革製履物製造業のうちスポーツシューズ製造業及び同付属品製造業	三宅町
グローブ・ミット	がん具・運動用具製造業及び革製手袋製造業のうち野球用グローブ・ミット等製造業及び同付属品製造業	桜井市、三宅町、河合町
ハッピーサンダル	ゴム製・プラスチック製履物・同付属品製造業及び革製履物製造業のうちゴム製靴製造業、サンダル製造業及び同付属品製造業	御所市、三郷町、上牧町
軽装履	ゴム製・プラスチック製履物・同付属品製造業のうち軽装履製造業及び同付属品製造業	三郷町
竹製品	その他の木製品製造業のうち茶釜、茶道具、編み針製造業	生駒市
地域産業		
機械金属	鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、一般機械器具製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業、輸送用機械器具製造業、精密機械器具製造業	大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、高取町、上牧町、王寺町、広陵町
地域特有の産業		
葛(くず)	その他の食品製造業のうち葛製造業	御所市
桐材製品	その他の木製品製造業のうち桐材製品(家具・下駄箱・箱等)製造業	御所市

(2) 県南部・東部地域において「ふるさとの保全と活用の方針」に位置づけられ、地域振興に資する工場

(当該市街化調整区域等において生産される農林水産物を原材料として使用するものに限る)

※県南部・東部地域とは、五條市、御所市、宇陀市、高取町、明日香村、吉野町、大淀町及び下市町をいう

5 既存工場の事業効率化のための工場立地

都市計画法第34条第7号

(開発審査会付議不要)

既存工場の事業活動の効率化を図る場合、既存工場と密接な関連を有する工場で、**一定の要件**を満たすものについては、既存工場の隣接地(原則)に立地の可能性あり

(1) 既存工場の事業活動の効率化を図るもの

(事業活動の効率化に併せて事業の量的拡大を行うものを含む。)

外注先



※敷地面積は既存工場の敷地面積以下(当該面積が5,000㎡に満たない場合は5,000㎡以下)

(2) 既存工場の事業の量的拡大を図るもの

※敷地面積は既存工場の敷地面積以下

6 既存工場の質的改善のための敷地拡張

都市計画法第34条第14号開発審査会提案基準13

既存工場の事業活動の質的改善を図る場合、**一定の要件**を満たすものについては、工場敷地の拡張の可能性あり



※敷地面積は原則5,000㎡以下
但し、一定の要件を満たし、やむを得ないと認められる場合は緩和あり

7 既存建築物の用途変更による再活用

都市計画法第34条第14号開発審査会提案基準21

周辺の土地利用状況に照らし、環境の保全等に支障がない場合で、**一定の要件**を満たすものについては、既存建築物を「**準工業地域において立地可能な工場**」への用途変更の可能性あり

既存建築物→工場へ





工場立地法と立地に関する各種手続き

DEREGULATION

工場立地法の概要

工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるようにすることを目的に、工場立地に関する準則を公表し、一定規模以上の工場について新設や変更等をしようとする場合は、市町村長に届け出ることを義務づけています。

工場立地法の届出対象の工場または事業場

業種

製造業(物品の加工修理業を含む)、電気供給業、ガス供給業、熱供給業(電気供給業に属する発電所で水力若しくは地熱を原動力とするもの、または太陽光を電気に変換するものを除く)

規模

敷地面積 9,000㎡以上または建物の建築面積の合計 3,000㎡以上

国が公表する工場立地に関する準則

※一部抜粋

生産施設面積率(生産施設面積の敷地面積に対する割合) ... 業種の区分に応じて30~65%

緑地面積率(緑地の面積の敷地面積に対する割合) ... 20%以上

環境施設面積率(環境施設的面積の敷地面積に対する割合) ... 25%以上

環境施設の設置... 環境施設のうち、その面積の敷地面積に対する割合が15%以上になるものを敷地周辺部に配置

※より詳しい内容については、経済産業省HP『工場立地法』をご覧ください。

「工場立地法」・「地域未来投資促進法」に基づく緑地面積率等の規制緩和

工場立地法や地域未来投資促進法に基づき、各市町が制定した条例により、以下の市や工業団地の区域は緑地面積率と環境施設面積率が緩和されています。(対象区域の範囲など詳細内容については、各市町の工場立地法担当課あてにご確認ください)

■奈良市(令和2年4月1日~)

	工場立地法(従来)	準工業地域	工業地域・市街化調整区域・都市計画区域外の地域
緑地面積率	20%以上	10%以上	5%以上
環境施設面積率	25%以上	15%以上	10%以上

■昭和工業団地(大和郡山市 平成21年10月1日~)

	工場立地法(従来)	準工業・工業地域のみ	工業専用地域のみ
緑地面積率	20%以上	15%以上	10%以上
環境施設面積率	25%以上	20%以上	15%以上

■はじかみ工業団地(葛城市 平成22年4月1日~)

	工場立地法(従来)	工業地域のみ
緑地面積率	20%以上	10%以上
環境施設面積率	25%以上	15%以上

■結崎工業団地(川西町 平成25年7月1日~)

	工場立地法(従来)	(緩和後)
緑地面積率	20%以上	10%以上
環境施設面積率	25%以上	15%以上

■唐院工業団地(川西町 平成30年3月30日~)

	工場立地法(従来)	(緩和後)
緑地面積率	20%以上	10%以上
環境施設面積率	25%以上	15%以上

■箸尾工業団地(広陵町 令和3年7月26日~)

	工場立地法(従来)	(緩和後)
緑地面積率	20%以上	10%以上
環境施設面積率	25%以上	15%以上

埋蔵文化財に関する手続き

DEREGULATION

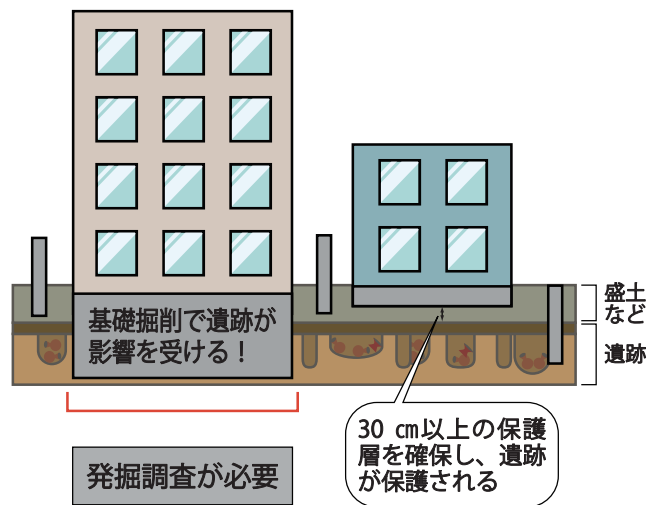
文化財保護法第 93 条等にもとづく届出

- 周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事をしようとする場合には、工事着手の 60 日前までに計画地がある市町村の文化財担当窓口へ、奈良県知事あての「発掘届（法 93 条届出）」を提出してください。
- 計画地が周知の埋蔵文化財包蔵地内でない場合でも、原則開発面積が10,000㎡を超える場合は、遺跡有無確認踏査願の提出が必要です（「奈良県における開発事業に伴う埋蔵文化財の取扱い基準」にもとづく）。
- ※届出窓口は県内市町村です。様式は市町村の文化財担当窓口へ備え付けているほか、県文化財課のホームページからダウンロードできます。



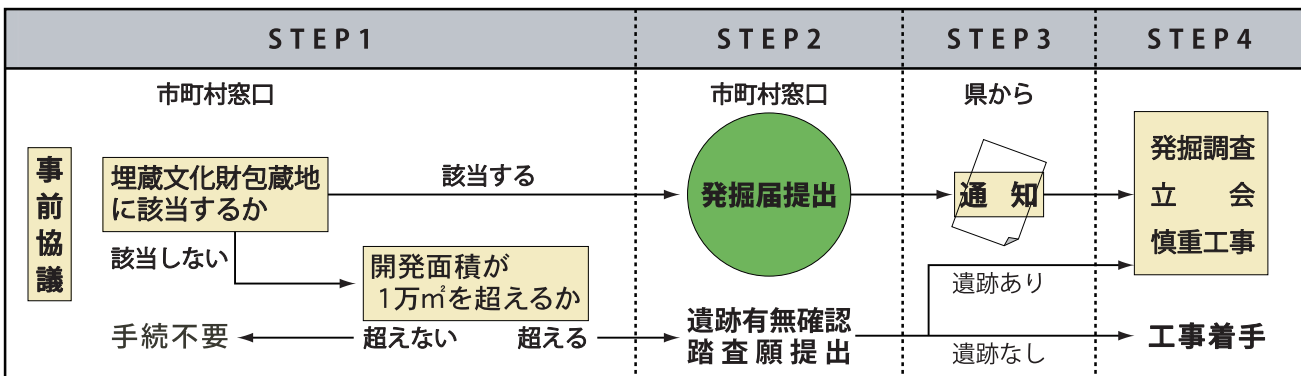
奈良県遺跡地図 検索

※事業の実施にあたっては、必ず計画地のある市町村の窓口で照会・確認をしてください。



発掘調査の対象は遺跡が影響を受ける範囲です
（2 m以上の盛土がある場合も発掘対象になることがあります。詳細は市町村窓口か、県文化財課へご相談ください）

■手続きのながれ



■3種類の取扱い

発掘調査	「記録作成」のための発掘調査のほか、その要否や範囲を判断するための小規模な発掘調査を行います。（重要な遺構が確認された場合、保存協議をお願いすることがあります）
立会	基礎掘削などに際して、埋蔵文化財の専門職員が立ち会います。
慎重工事	埋蔵文化財包蔵地での工事であることを念頭に置きながら、計画通り工事をおこなっていただきます。（工事中に遺物を発見した場合、市町村窓口か、県文化財課へご連絡ください）

快適・便利な交通アクセス

LOCATION

多数の高速道路が整備され県外へのアクセスはスムーズ。
ビジネスの拡大をサポートします。

関西の中心に位置する奈良は、県を東西に横断する西名阪自動車道・名阪国道などにより、大阪市から奈良県中南部へは約60分、神戸市からは約80分です。また関西国際空港からは南阪奈道路の建設により約60分、大阪国際空港からは約55分、さらに名古屋市からは約150分と道路網も充実しています。



生産と物流を支える、より迅速で円滑な交通環境へ。奈良盆地を南北に縦断する、京奈和自動車道開通へ

奈良県内では平成18年より、奈良盆地を南北に縦断する「京奈和自動車道」が段階的に整備されてきました。令和8年3月には橿原高田ICにおいて大阪方面接続ランプが開通し、大阪方面へのアクセス向上と混雑緩和が期待されます。主要物流拠点との連携が強化され、生産性向上やサプライチェーンの最適化を実現し、奈良県を拠点とした持続可能な事業展開が可能となります。



大和北道路
(仮称)奈良北IC～郡山下ツ道JCT(12.4km)



大和御所道路
橿原北IC～橿原高田IC(4.4km)



主要都市へのアクセス



奈良市や生駒市は県の最北に位置しており、**大阪や京都へのアクセスは至便。**
県中部の橿原市や御所市、県南部の吉野町などからも大阪都市圏に**1時間程度**でのアクセスが可能です。

主要都市からのアクセス時間

新幹線・JR線利用時

東京 約**3時間**

名古屋 約**1時間30分**

京都 約**45分**

大阪 約**35分**

※JR奈良-天王寺間

広島 約**2時間30分**

博多 約**3時間30分**

近鉄線利用時

名古屋 約**2時間20分**

京都 約**40分**

大阪 約**40分**

※近鉄奈良-大阪難波間

橿原 約**40分**

吉野 約**1時間50分**

伊勢 約**2時間**

空港直通バス 利用時

大阪国際
(伊丹) 空港

約**1時間30分**

奈良駅

約**1時間50分**

関西国際空港

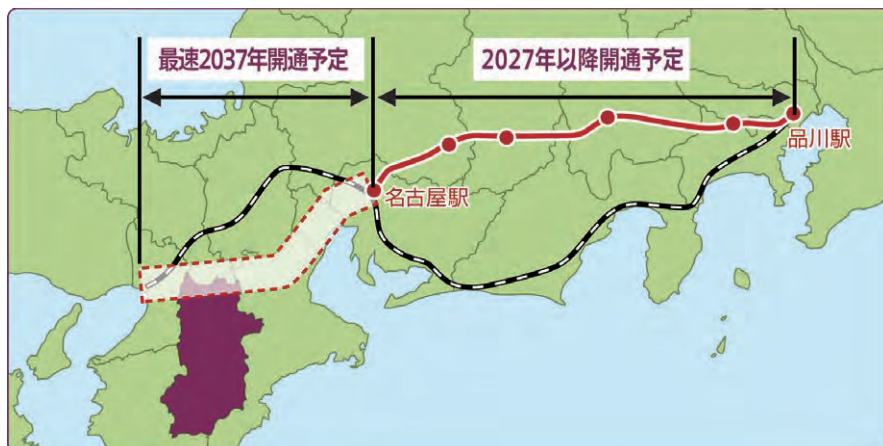
※鉄道利用時のJR奈良駅又は近鉄奈良駅から各主要都市まで
新幹線・JR線・近鉄線を利用した最短の所要時間を記載。

TOPIC 最速 2037年にリニア中央新幹線が全線開業予定!

「奈良市附近駅」が設置され、東京へ、名古屋へ、よりスピーディにアクセス可能に。

全線開業すれば、**東京-大阪間が約67分**で結ばれます。

奈良から東京へ、名古屋へ、今まで以上に便利に、スピーディに移動できます。そして、「奈良市附近駅」が県内に設置されることにより、奈良県のさらなる活性化が見込まれます。





恵まれた立地環境

LOCATION

津波や活火山など、**自然災害の少ない内陸県**。
事業継続計画(BCP)も構築しやすく、**年中、温暖な気候**にも恵まれています。

土地の強さや災害の少なさも企業立地において大切な要素です。奈良県は周りに海、活火山がなく津波や火山の噴火、そして台風や水害の被害も他都道府県と比べて少ない場所にあります。自然災害のリスクを限りなく減らしながら強固なビジネスを築くことができます。

津波・活火山



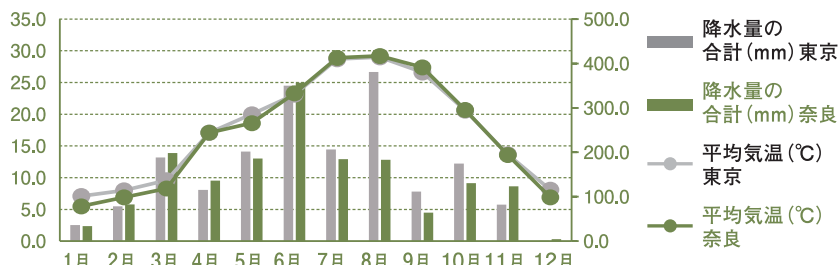
海に面していない内陸県。
津波のリスクがない!



県内に活火山はなく、
火山噴火の影響も少ない!

気候

- 年平均気温 **17.2℃** (東京17.6℃)
- 年合計降水量 **1,683.5mm** (東京1,926.0mm)



気象庁「各種データ・資料」(令和5年)より作成(地点:奈良、東京)

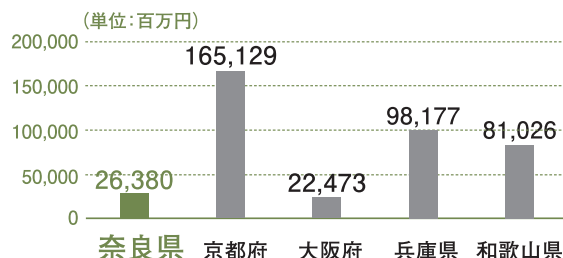
台風・水害

平均台風接近数 **3.2回** (平成27~令和6年までの10年間平均値)



気象庁HP「各種データ・資料」より作成

水害被害額 近畿圏で **下位** (平成27~令和6年までの10年間合計)

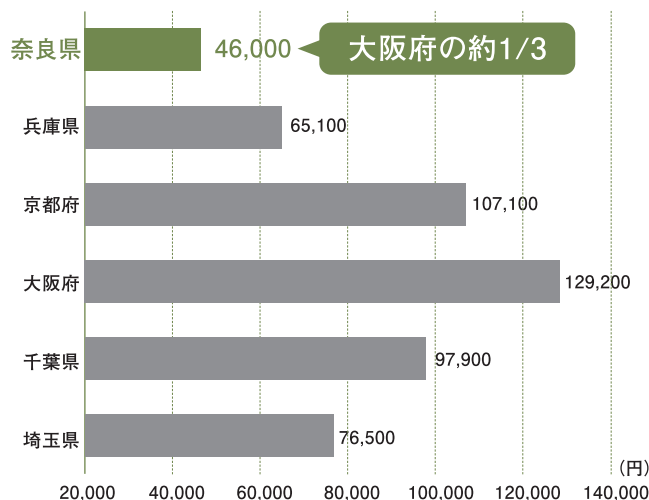


国土交通省「河川データブック2024」

工業地として、
大阪府の約1/3の地価。
コスト軽減につながり、
設備投資や人材にかけられる
予算が増えます。

大阪や京都などと比べ地価が安く、良好なアクセスに関わらず、工業地の地価が低廉です。

令和7年地価調査 工業地平均 (1㎡あたり)



「R7 都道府県地価調査」



立地後も引き続き応援します！

充実のサポート体制

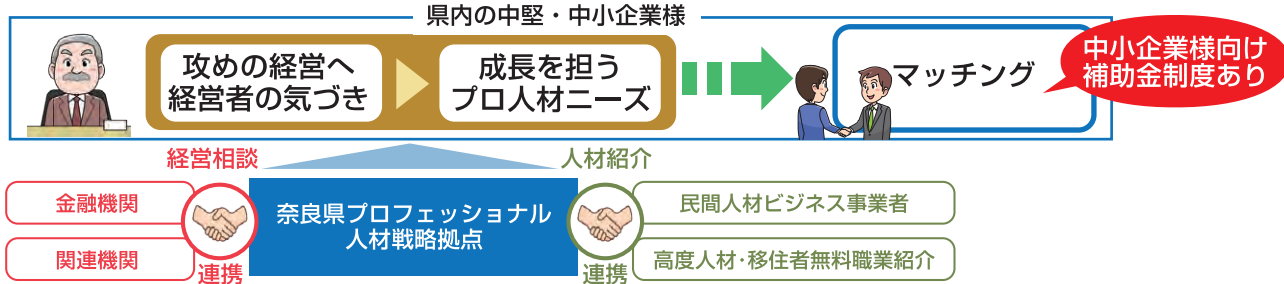
SUPPORT

人材確保支援

奈良県しごとiセンター **奈良** **高田**

①奈良県プロフェッショナル人材戦略拠点

県内企業が抱える様々な経営課題（新規事業・生産管理・IT化・人事システム・営業戦略など）を解決するためのプロフェッショナル人材を民間人材ビジネス事業者等を活用して紹介します。

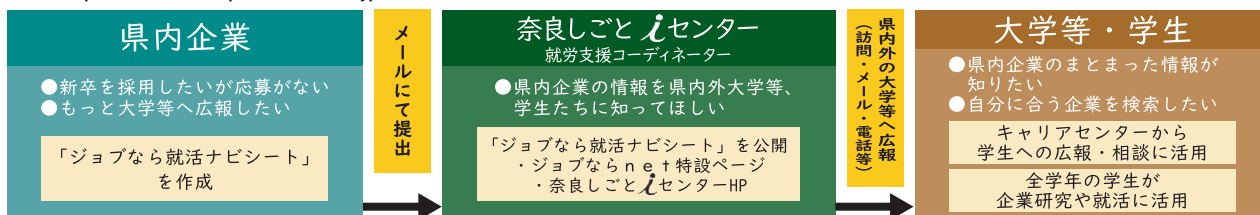


②ジョブなら就活ナビシートの活用

奈良県では、県内外の学生や大学等に向けて、「ジョブなら就活ナビシート」を活用して県内企業の人材確保を支援します。「ジョブなら就活ナビシート」とは、新規学卒者を採用したい県内企業の情報を、職種別に大学等（高専・短大・専門学校・大学・大学院等）へ発信できるシートです。

※「ジョブなら就活ナビシート」の作成対象外の職種等もございます。詳細は下記よりご確認ください。

<https://www.pref.nara.jp/69929.htm>



③ジョブならnet（奈良県が運用する就職支援サイト）

県内企業の求人や就職イベント情報など奈良県での就職活動に役立つ情報を提供します。

- 会員登録（無料）
- 求人情報に応募できます。
- 最新の求人情報をメールで受け取れます。
- 企業登録（無料）
- 求人の掲載ができます。
- 求職者への問合せ、スカウト等ができます。



奈良 奈良しごとiセンター

〒630-8325 奈良市西木辻町93-6
☎①0742-27-3171 ②③0742-23-5729

高田 高田しごとiセンター

〒635-0015 大和高田市幸町2-33



奨学金返還支援事業補助金

従業員のための奨学金返還支援制度を設けて人材確保に積極的に取り組む県内中小企業に対し、その負担額の一部を補助します。（補助率1/2）

最大500万円補助

- 補助上限**
- ・1名あたり10万円/年（最大10年）
 - ・1企業あたり5名まで
- 企業要件**
- ・奈良県に本社を置く中小企業基本法上の中小企業 等
- 従業員要件**
- ・35歳未満の雇用期間に定めのない従業員（正社員）
 - ・大学・大学院・高等専門学校・短期大学・専門学校を卒業していること
 - ・日本学生支援機構の奨学金（第一種・第二種）を貸与されていること 等

制度を拡充しました！

【お問合せ先】 奈良県 産業部 人材・雇用政策課 人材確保推進係 ☎0742-27-8812





退職自衛官の雇用に興味はありませんか？

幹部	准尉・曹	士
リーダーシップを身につけた管理者	実行力ある現場監督者	規律正しい実行者
区分(階級)	再就職年齢	再就職日
若年定年制(幹部、准尉・曹)	55歳～60歳	定年を迎える誕生日以降
任期制(士)	20歳代～30歳代半ば	任期満了日以降主に4月初旬

雇用主様からの声
勤務態度が**真面目**！**責任感**が強い！
強い精神力や忍耐力！

雇用主様から**高い評価**を受けています！

★ お問い合わせ先 ★

自衛隊奈良地方協力本部援護課

〒630-8301
奈良市高畑町552 奈良第2地方合同庁舎1F
TEL:0742-23-7001(代)
FAX:0742-23-0717
<https://www.mod.go.jp/pco/nara/company>



自衛隊奈良地方協力本部 援護課 検索

経営支援・商業振興支援・金融支援
海外展開支援・ものづくり支援 など

1. 奈良県経営支援課

(1) 経営支援

生産性・付加価値向上支援

県内中小企業の質上げを促進するため、コスト削減や、製品やサービスの付加価値額の向上を通じた生産性向上の取組について支援します。

デジタル化支援

デジタル技術等の活用による事業計画策定及び経営改善を支援します。

☎ 0742-27-8131 経営力向上係

(2) 商業振興支援

「奈良ブランド」開発支援

自社製品のブランド化を目指す県内中小企業に対し、自社ブランドの構築や、企画から製造・小売までを一貫して行うビジネスモデルへの転換に向けた取組を支援します。

☎ 0742-27-8133 商業・サービス業係

(3) 金融支援

融資制度

県が利子と保証料の一部又は全部を負担することにより、中小企業者の皆様の円滑な資金調達を支援します。

☎ 0742-27-8807 金融支援係

2. 奈良県工業振興センター

ものづくり支援

技術相談、設備開放、研究開発、試験・分析、人材育成

県内企業のみなさまへの技術支援や産業活性化を推進するための研究開発を重点的に行い、技術移転・普及を通じて県内産業の振興を図り、県民生活の向上を目指します。

☎ 0742-33-0817 研究総務室



左：熱分解ガスクロマトグラフ質量分析計 令和7年度設置
右：X線CT装置 令和6年度設置

3. 公益財団法人奈良県地域産業振興センター

(1) 「奈良県よろず支援拠点」による無料経営相談窓口

中小企業庁の委託により創業から製品開発、販路開拓、経営改善、事業承継まで中小企業等が抱える課題に対するご相談に対応します。令和8年4月から柏木本部に「生産性向上支援センター」を設置します。

☎ 0742-81-3840 柏木本部 ☎ 0742-81-3546 近鉄奈良駅前サテライトオフィス

☎ 0742-81-3848 生産性向上支援センター

(2) 専門家によるアドバイス

新事業展開、経営革新、ものづくり改善、IT、資金調達などの高度専門的な課題解決に向け専門家を派遣します。

☎ 0742-36-8311 金融・経営支援課

(3) BtoBマッチング促進支援

国や県等が実施する各種のビジネスフェア、ビジネスマッチング会、販路開拓事業、大手企業とのオープンイノベーション等を有効活用し、マッチングからフォローアップまで支援します。

☎ 0742-36-8312 事業化推進課

(4) 設備貸与制度

創業や経営の革新に取り組む奈良県内の小規模企業者等が必要とする設備を、当センターが購入し、長期かつ固定金利で割賦販売またはリースし、設備投資を資金面で支援します。

☎ 0742-36-8311 金融・経営支援課

(5) 販路拡大支援

首都圏への販路拡大や大手企業からの新規受注獲得のため「ならイチ押し商品大商談会in東京」などを開催して首都圏バイヤーへの商品売り込みの機会を創出し、販路拡大を支援します。

☎ 0742-36-8311 金融・経営支援課

(6) 海外展開支援

海外への販路拡大や事業展開のため、外国への特許等の出願や越境ECを活用した販売体制の整備を支援します。

☎ 0742-36-8312 事業化推進課

4. 奈良商工会議所 奈良県事業承継・引継ぎ支援センター

事業承継支援

全ての経営者に必ず訪れる事業承継。後継者不在・未定、親族への承継、従業員への承継、M&A、廃業等、どのようなご相談でも、専門家が丁寧に対応します。国が設置している公的機関です。安心してご利用下さい。(相談無料・秘密厳守)

☎ 0742-53-5888 奈良県事集承継・引継ぎ支援センター

5. ジェトロ奈良貿易情報センター

中堅・中小企業の海外展開支援

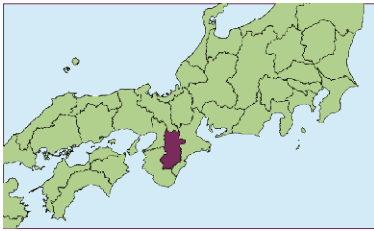
越境EC等デジタル事業の活用による海外販路開拓支援、新輸出大国コンソーシアムなどを通じた全国の自治体や金融機関などとの連携支援、展示会・商談会の開催や専門家のハンズオン支援による海外市場で勝てる企業の育成などに取り組みます。

☎ 0742-88-0070

奈良県のプロフィール

紀伊半島の中央部に位置する奈良県。面積や人口は全国の約1/100で、歴史・文化・自然に恵まれた良好な環境が広がっています。

- 総人口: 128万5,094人
 - 面積: 3,690.94km²
 - 県内総生産(実質): 3兆8,347億円
 - 1人当たりの県民所得: 275万7千円
- 出典: 奈良県のすがた2025



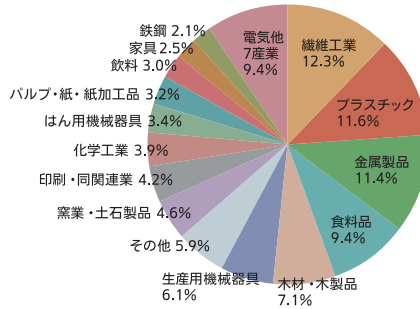
奈良県の産業

医薬品をはじめ、機械器具、金属製品、電子部品・デバイス・電子回路、食料品、プラスチック製品などの製造業が盛んな地。近年では、最新技術が必要な機械産業の立地が増加。多種多様な産業から拠点として選ばれています。

製造業の事業所数

1,876

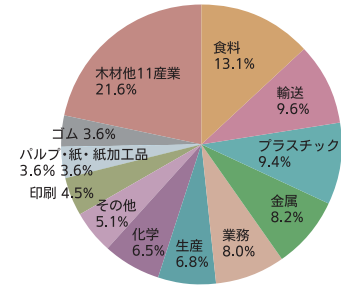
製造業の産業中分類別事業所数構成比



製造業の製造品出荷額等

1兆8,709億円

産業中分類別製造品出荷額等構成比



※四捨五入の関係で端数において一致しない場合があります。出典: 「奈良県のすがた2025」

奈良県への企業立地についてのお問い合わせ・ご相談は

ワンストップ窓口

奈良県では、スムーズな企業立地を支援するため、用地情報のご提供、開発許可手続き等に関するご相談を承るワンストップ相談窓口を設けています。

用地情報

開発関係手続支援

優遇制度

奈良県 産業部 産業創造課

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

TEL.0742-27-8813



▲HP



このガイドブックに掲載の情報は、令和8年4月時点のものです。最新の情報は、直接お問い合わせください。